

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年10月まで

昭和39年8月に会社を退職してA市に転居した時に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、1年分を前納すると1か月分くらいの割引があったので、毎年、近所の市役所の出張所で納付していた。保険料は、1か月150円か250円くらいであったと記憶している。

申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和43年1月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿には同日付けで申立人に国民年金手帳が交付されていることが記録されており、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の夫は昭和42年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、43年1月12日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、夫婦は夫の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金被保険者資格取得手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和41年8月に結婚しており、申立人の夫が厚生年金保険被保険者とされている結婚後の同年8月から42年10月までの期間は国民年金の任意加入対象者となるため、制度上、当該期間はさかのぼって国民年金に加入することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年5月までの期間及び4年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年5月まで
② 平成4年7月

A県の大学に在学中の平成3年4月から大学生も国民年金の強制加入対象者となったので、母がB町（現在は、C市）の役場で加入手続きを行い、国民年金に加入した。

母は、国民年金加入時に役場の職員から「事故等で障害を負った場合、保険料が未納であれば障害年金が支給されないので納付した方がいいですよ。」と説明を受け、母自らが10万円以上の保険料と6万円の保険料を2回にわたって納付し、その後は毎月納付していたことを覚えている。

学生期間の国民年金保険料は、すべて納付したと母も記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の直後の被保険者の加入記録により、平成6年4月に払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、申立期間①のうち3年4月から4年2月までの国民年金保険料は、時効により、制度上納付できない。

また、申立人は、申立期間①及び②の後の平成6年3月にD市からB町に転入しており、申立期間①及び②において同町で国民年金の加入手続きを行うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の母が国民年金保険料10万円以上及び6万円を2回にわたり納付し、その後は毎月納付したと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、平成6年9月26日に4年8月から6年3月までの保険料20万3,600円が過年度納付されていること、及び7

年8月28日に6年6月から同年11月までの保険料6万6,600円が過年度納付されていることが確認でき、申立人の母が2回にわたり納付したとされる保険料は当該納付済み保険料であると考えられる上、申立人の国民年金保険料の納付が確認できる平成6年9月時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料については、時効により、制度上納付できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。